「新技術カタログの策定に向けた技術情報」の募集要領

１．募集の目的

港湾分野では、激甚化・頻発化する自然災害や気候変動への対応、生産性向上、カーボンニュートラルの実現など、多様化・複雑化する政策ニーズに的確に対応するため、港湾工事における新技術の更なる導入促進が求められている。

従前より、港湾工事の設計段階から新技術の導入を図るため、地方整備局等における技術的課題の克服に向けた取組みや、大学・民間部門（建設会社・設計コンサルタント等）における技術開発が進められてきたが、現場ニーズに即した技術情報の共有・活用の促進が課題となっている。

このため、令和5年11月13日に「港湾工事における設計段階からの新技術導入促進委員会」を設置し、“全国的に共通する現場ニーズ”の抽出、それらに対応する技術情報の募集を行い、新技術カタログとして集約・公表することで、設計段階からの新技術導入を一層促進する環境整備に取り組んでいる。

今年度（令和6年度版）も、更なる技術情報の充実を図ることを目的に、“全国的に共通する現場ニーズ”として「藻場・干潟造成」、「護岸嵩上げ等の気候変動適応」をテーマとして抽出し募集を行う。加えて、昨年度（令和5年度版）の募集テーマである「桟橋上部工の施工作業効率化」、「吸い出し防止対策」についても引き続き募集を行う。

応募のあった技術情報は、新技術導入促進委員会の意見を踏まえ、確認・選定を行い問題がないと判断されたものについて「新技術カタログ」に掲載し、直轄事務所等の設計業務において積極的な活用を検討する。

２．技術情報の募集

（１）募集する技術情報

募集する技術情報は、以下、１）～　４）に資する技術であって、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している又は実用化が見込まれる港湾工事に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術を対象とする。

１）藻場・干潟造成技術【新規：令和6年度テーマ】

【ニーズの背景】

地球温暖化がもたらす気候変動への緩和策として、ブルーインフラ（藻場・干潟等、生物共生型港湾構造物）等の保全・再生・創出を通じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用によるカーボンニュートラルの実現が期待されている。このため、生物共生型港湾構造物の整備や浚渫土等を有効活用した浅場造成を効果的・効率的に実現する技術が求められている。

２）護岸嵩上げ等の気候変動適応技術【新規：令和6年度テーマ】

【ニーズの背景】

気候変動により海面水位上昇や台風の強度の増大などが予測されていることから、令和6年4月の技術基準告示改正において、気候変動により外力が経年変化することを考慮した設計手法が導入されている。また、気候変動に伴う海水面の上昇から港湾の保全を図るための官民協働の取組み（協働防護）の促進が期待されている。このため、気候変動による外力の増大（海面上昇、波力増大）に適応した護岸や防波堤等の嵩上げや補強技術や供用中の岸壁等の浸水対策技術など、効果的・効率的な気候変動適応技術が求められている。

３）桟橋上部工の施工作業効率化に資する技術【継続：令和5年度テーマ】

【ニーズの背景】

桟橋上部工の従来工法では、現地での組み立てや溶接作業に時間がかかり、効率化が求められている。特に、海面近くでの施工では省力化が重要であり、溶接不要な工法や高耐久性の補強材、プレキャスト部材の活用が必要とされている。また、一体化した上部工や組杭頭部のプレキャスト化も進められている。

４）吸い出し防止対策に資する技術【継続：令和5年度テーマ】

【ニーズの背景】

防砂板や防砂シートの損傷による護岸・岸壁の陥没が全国的な課題となっており、長期間にわたり吸い出し防止機能を保持できる対策が求められている。これに対し、港湾空港技術研究所と民間企業の共同研究で新技術が開発され、フィルター層による吸い出し防止対策が進められている。今後は効率的な施工法や新しい材料の技術開発が必要とされている。

（２）応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

１）選定の過程において、選定に関わる者（事務局等）に対して応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

２）応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。

３）選定された応募技術について、新技術カタログとして、技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

４）応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。

５）応募技術の内容について、虚偽がないこと。
６）環境に対して悪影響がないものであること。
７）３．応募資格等を満足すること。
８）複数者が特許権等の権利を保持する技術の場合には、関係者間で合意を得て応募すること。

３．応募資格等

応募者は、以下の３つの条件を満足するものとする。

１）応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」または「民間企業」であること。

２）応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」または「民間企業」であること。なお、行政機関※1、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。

※1：「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

３）予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

４．応募方法

（１）資料の作成及び提出

応募資料は、別添「応募資料作成要領」に基づき作成し、提出方法はEメール又は郵送、持参によるものとする。なお、応募資料の作成および提出に要する費用は応募者の負担とする。

（２）提出先

事務局　Eメール：hqt-gijutsukanrishitsu@gxb.mlit.go.jp
住所：〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省　港湾局　参事官（港湾情報化）室

５．募集期間

令和７年３月２１日（金）～令和７年４月２５日（金）
（郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする。）

６．ヒアリング等

提出された応募資料の内容を確認するため、必要に応じてヒアリング等を実施する。
なお、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知する。

７．技術の選定

（１）技術の選定

応募資料及びヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、「新技術カタログ」に掲載する情報として適しているかを判断し、選定する。

① 募集技術、応募資格等に適合していること。
② 技術の活用にあたり安全性等に問題がないこと。
③ 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
④ 技術の活用が期待されること。
⑤ 従来技術との比較が明確であること。

（２）選定結果の通知

応募者に対して選定結果を文書等で通知する。なお、応募技術の数によっては、次年度以降にわたり複数回に分けての掲載技術の選定、掲載とする可能性がある。

（３）選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

１）選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により決定されたことが判明したとき。
２）選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
３）その他、決定通知の取り消しが必要と認められるとき。

８．新技術カタログの策定

（１）「７．新技術の選定」の結果を踏まえ、応募資料作成要領に定める技術概要書（様式２）の記載内容を精査した上で、「新技術カタログ」を策定・公表する。
（２）「新技術カタログ」に掲載する個別の技術情報の問い合わせに関しては、その技術情報を応募した者が責任を持って対応するものとする。
（３）「新技術カタログ」に掲載する技術情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、設計段階での新技術の活用の検討にあたっての参考情報である。
（４）「新技術カタログ」に掲載された技術情報は、適宜更新を行うものとする。

９．その他

（１）応募された資料は、技術の評価以外に無断で使用することはない。
（２）応募された資料は、返却しない。
（３）選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
（４）募集に関する問い合わせについては、以下のとおり受け付ける。
　１）問い合わせ先
　　住所：〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省　港湾局　参事官（港湾情報化）室

TEL：０３-５２５３-８６８１

Eメール：hqt-gijutsukanrishitsu@gxb.mlit.go.jp

令和７年３月２１日（金）～令和７年４月２５日（金）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。ただし12:00～13:00は除く）

２）受付方法

面談、電話、E-mail（様式自由）にて受け付ける。